

西新宿一丁目町会
同・商店街振興組合
会員及び有志各位

西新宿一丁目町会
会 長 青木 伸浩
西新宿一丁目商店街振興組合
理事長 竹川 司

令和元年10月21日

町会長・自治会長 各位

新宿区町会連合会
会 長 大熊



『令和元年台風第15号千葉県災害義援金』

『令和元年台風第19号災害義援金』

への協力をお願いについて

町会長・自治会長の皆さまには、日頃より、地域活動に積極的にご活躍いただき、ご苦勞様でございます。

さて、新宿区町会連合会では、10月1日付けにて町会長・自治会長の皆さまに『令和元年台風第15号千葉県災害義援金』のご協力をお願いしているところです。そのような中、10月12日から13日にかけて北上した台風第19号により、河川の堤防決壊等による洪水や土砂崩れ等の災害が各地で発生しました。

そこで、新宿区町会連合会では地域の皆さまに『令和元年台風第15号千葉県災害義援金』と併せて『令和元年台風第19号災害義援金』のご協力をお願いし、依然として多くの方々が不安で不自由な避難生活を余儀なくされている被災地の力になれるよう、義援金を募ることにいたしました。

町会長・自治会長の皆さまには、下記のとおり、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 義援金（募金）の実施方法

各町会・自治会で募金協力活動を実施し、集めた義援金については、次の期限までに各特別出張所へ届けて下さい。

また各特別出張所及び地域センター内に募金箱（新宿区町会連合会専用）を設置します。

平素は町会及び商店街振興組合の活動について、ご理解とご支援を頂き有難う御座います。上記の件に関し、新宿区町会連合会 大熊会長の趣旨に賛同し、町会及び商店街振興組合としても、皆様にご協力をお願いする次第です。

ご賛同の向きは、別紙に必要事項を記入の上、町会事務所にご連絡下さい。町会事務所で領収書を用意して集金にお伺いさせていただきます。

尚、お預かりした義援金は、町会・商店街振興組合の連名で新宿区角筈特別出張所に責任を持って持参し、後日その領収書の写しを皆様に配布させていただきます。

皆さんのパワーを被災地の皆様に送って、一日も早い復興を共に祈りましょう。

◇町会／組合事務所での義援金お預かり期間：11月22日（金）まで

◆令和元年 台風15号千葉県災害・台風19号災害

◇私は上記災害の被災者の皆様の一日も早い復興を祈り、下記義援金をお贈りします。

※町会事務所 FAX:3343-7756 電話:3343-7755

義援金名	義援金額
台風15号千葉県災害	円
台風19号災害	円
合 計	円

※既に「台風15号千葉県災害」に義援金をお預かりしている会員様には重複のお願いになりますことお詫び申し上げます。

住 所：
ビル名：
電 話：
F A X：
社名（屋号）
領収書に記載する名前 （社名と違う場合に記載して下さい）
ご担当者様：

◇町会事務所取扱期間：令和元年11月22日（金）まで

◇集まった義援金は11月27日開催予定の『西新宿町会連合会』に持参させていただきます。

◇義援金明細は町会事務所保管し、11月27日（水）以降『閲覧可』と致します。

◇尚、新宿区角筈特別出張所発行の領収書（写）は、11月末までに義援金拠出各位に送付します。